

大崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

大崎市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年大崎市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第４項中「。以下」を「。第２１条において」に改める。

第１２条第５項中「及び第３０条」を削り、同項の表第３９条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬，福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４９条において」を削る。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３２条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第３３条第３項中「この章において」を削る。

第３９条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第４０条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「第４章」を「前章」に改める。

第４９条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。